

障害児福祉手当のご案内

精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時の特別の介護を必要としている、在宅で生活をする児童を対象に、『障害児福祉手当』という制度があります。

対象となる方は、重度の障がい固定していることが前提となりますが、障がい者手帳の所持が必須ではありません。

介護や支援を必要としている方やそのご家族からご相談があった際には、この制度についてご案内いただけますと幸いです。

対象となる方について

対象となる方	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にある在宅*の20歳未満の児童
対象年齢	20歳未満
手当支給額 (令和5年度)	月額15,220円 (5月、8月、11月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます)
手当の認定基準	障害部位別に認定基準がございますので、札幌市ホームページをご覧ください。

*障害児入所施設等に入所している場合は、手当の支給対象となりません。

所得制限限度額について

障害児福祉手当には所得制限があります。受給資格者となる方や配偶者、扶養義務者に限度額を超えている方がいると、障がいの要件が手当の認定基準に該当していても、手当の支給が停止されます。

手当の認定申請について

障害児福祉手当の申請にあたっては、認定申請書のほか、各部位ごとに専用の「認定診断書」などもご提出いただくことが原則となりますので、事前に必要書類の確認のため各区保健福祉課にお問い合わせいただくようご案内ください。(下記ホームページにも必要書類等の掲載をしております。)

所得制限限度額や認定基準などの詳細は

⇒ [札幌市 障害児福祉手当](#) [検索](#)

札幌市HP



認定基準
(PDF)

